

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

平成31年 2月 8日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
大支部契約担当役支部長 坊垣内 幸治

1 企画競争に付する事項

- (1) 件名及び数量 情報誌等掲載用広告デザイン制作業務及びリーフレット作成業務 一式
- (2) 規格等 企画競争説明書のとおり
- (3) 履行期限 平成31年5月31日(金)まで

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 本業務遂行にあたり、作業の進捗管理や校正作業の確認を責任をもって行う管理担当者を設置する体制整備が可能であること。
- (2) デザイン、構成等について積極的な提案を行うことができること。
- (3) 予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第六十五号、以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、非保佐人又は非補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (4) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 平成31年3月4日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。
- (7) 平成31年3月4日現在において、労働基準法(昭和22年法律第49号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中(執行猶予の場合は執行猶予期間経過中)の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

3 契約候補者の選定

情報誌等掲載用広告デザイン制作業務及びリーフレット作成業務に係る企画競争説明書に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者1者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成31年2月8日(金)～ 3月4日(月)
土・日祝日を除く平日 10:00～12:00、13:00～17:00
- (2) 場所 大分市皆春1483-1
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
大分支部総務課経理係
TEL : 097-522-2171
FAX : 097-522-4456

なお、電子メールにて企画競争説明書の送付を希望する場合は、会社名、担当者名及び電話番号を記入のうえ、oita-keiri@jeed.or.jpにて送信すること。

※電子メールの件名は『「情報誌等掲載用広告デザイン制作業務及びリーフレット作成業務」企画競争説明書の送付依頼』とすること。

5 企画競争説明書等に対する質問の受付及び回答

- (1) この企画競争説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
- ① 受領期間 平成31年2月8日(金)から平成31年2月25日(月)12時まで。
持参する場合は、上記期間の土日祝日を除く毎日、10時から12時まで及び13時から16時まで。
- ② 提出場所 上記4に同じ
- ③ 提出方法 書面は持参し、又は郵送(書留郵便等発送履歴が残るかたちとすること)、ファックス又は電子メールにより提出すること。(上記①の期間内に必着のこと。)

※ ファックス又は電子メールにより送信する場合は、送信後、必ず上記4で指定した場所に電話し、受信を確認すること。

※ ファックス又は電子メールの件名は『「情報誌等掲載用広告デザイン制作業務及びリーフレット作成業務」に係る質問』とすること。

- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、上記4の担当からファックス又は電子メールにより企画競争説明書受領者全員に回答する。

① 回答予定日時 平成31年2月27日(水)を予定

- (3) 企画書等提出後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

6 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成31年3月4日(月)15時
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 直接提出(持参)及び郵送とする。

7 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者

の企画書等は、無効とする。

8 契約書の作成

契約締結にあたっては、契約書を作成する。

また、本企画競争に関し、契約候補者との契約の締結にあたり、契約後に独占禁止法に定める談合等の不正行為の事実が判明した場合の契約の解除及び違約金に関する条項を定めることとしていること。

9 その他

詳細は、「企画競争説明書」による。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。